

# 重要事項説明書

## 【介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業所(通所介護基準緩和サービス)】

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 法人

名称	社会福祉法人 ともいき福祉会
住所	愛知県犬山市大字前原字橋爪山15番地121
代表者名	理事長 栗原 正寛
電話番号	0568-48-2255

### 2 事業所

名称	ぬく森サロン・五郎丸 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(通所介護基準緩和サービス)
所在地	愛知県犬山市大字五郎丸字新田組67
管理者名	高木 立直
電話番号	0568-65-0077
FAX番号	0568-65-0078

### 3 法人で実施する事業

事業の種類		指定年月日	指定番号	利用定数	
施設	介護老人福祉施設	平成12年04月01日	2373400080	79人	
	ユニット型 介護老人福祉施設	平成24年04月01日	2373400809	34人	
	ユニット型 介護老人福祉施設	平成27年02月01日	2373400965	100人	
居宅	通所介護事業(通常規模型) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号 通所事業(予防通所介護相当)	平成12年01月28日 平成30年04月01日	2373400189	20人	
	通所介護事業(通常規模型) 介護予防・日常生活支援総合事業第一号 通所事業(予防通所介護相当)	令和元年07月01日	2373401104	25人	
	介護予防・日常生活支援総合事業第一号 通所事業(基準緩和サービス)	平成29年04月01日	23A3400034	19人	
	短期入所 生活介護 事業	短期入所生活介護事業 介護予防短期入所生活介護事業	平成12年01月28日 平成18年04月01日	2373400155	20人
		ユニット型短期入所生活介護事業 介護予防ユニット型短期入所生活介護事業	平成24年04月01日	2373400817	7人
		ユニット型短期入所生活介護事業 介護予防ユニット型短期入所生活介護事業	平成29年04月01日	2373401047	20人
	介護予防支援事業 介護予防ケアマネジメント事業		平成29年4月1日	2303400069	
居宅介護支援事業		平成11年09月28日	2373400049		

#### 4 事業の基本理念と運営方針

##### 基本理念

1. 基本的人権の尊重
2. ノーマライゼーションの達成
3. 「社会的自立」の助長
4. 地域福祉との連携
5. 「共生の思想」の実現

##### 運営方針

1. 生活が安全に守られ、より安らかな生活が保証される環境の提供
2. 生活が健全であり、かつ心の豊かさが保証される環境の提供
3. 個人としての自由と、集団・社会との良好な関係が保証される環境の提供
4. 地域福祉の構築に資するための連携体制が確立した環境の提供
5. 福祉に対する積極的な熱意と高い能力を有する職員によって適切な処遇がなされる環境の提供

#### 5 施設の概要

##### ①敷地及び建物

敷地面積	748.0㎡	建物延床面積	192.7㎡
建物構造	鉄骨スレート葺平屋建		

##### ②定員

介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業(基準緩和サービス)	19人
--------------------------------------	-----

##### ③建物の主な設備

設備の種類	室数	面積(㎡)
集会室	1	34.02
教養娯楽室	1	29.16
ステージ	1	13.50
生活相談室	1	12.96
湯沸し室	1	3.48
管理事務室	1	8.25
備品室	1	18.72
トイレ	2	17.01
その他	1	40.32

#### 6 職員体制

令和7年4月1日現在	
従業者の職種	員数
管理者	1
従業者	3名以上

#### 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	日勤(8:30~17:30)で勤務	4週8休
従業者	日勤(8:30~17:30)で勤務(その他の勤務形態があります)	4週8休 (パートタイム勤務を除く)

#### 8 サービス内容

当事業所では通所介護基準緩和サービス計画書又は居宅介護予防サービス計画書に沿って、ご利用者の意向や心身の状況を踏まえてご利用者やご家族に同意をいただいた上で、以下のサービスを提供いたします。

- |             |          |
|-------------|----------|
| ①日常生活上の援助   | ④アクティビティ |
| ②健康状態の確認    | ⑤送迎サービス  |
| ③食事の提供・食事援助 | ⑥相談・援助   |

9 営業日及びご予約の方法

	通所介護基準緩和サービス
営業日	木曜日(12月28日～1月3日は除く)
営業時間	9:30 ~ 15:30
内サービス提供時間	10:00 ~ 15:00
ご予約方法	各居宅介護支援事業所にご相談下さい

10 介護保険給付サービスの概要

下記料金表より、ご契約者の要介護度及び必要なサービスに応じて、介護保険自己負担額をお支払い下さい。

<p><b>自己負担額</b></p> <p>①…基本サービス費(単位数) × 10.27(1単位あたりの単価)          保険請求額……①の端数(1円未満)を切り捨てた数字 × 介護保険負担割合証に基づく割合          利用者負担額…①の端数(1円未満)を切り捨てた数字 - 保険請求額</p>
--

①基本サービス費(単位数)

	事業対象者	要支援1	要支援2
介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業(基準緩和サービス)	送迎ありの場合	1,439単位	
	送迎なしの場合	1,345単位	

※1ヶ月あたりの単位数です。

③地域単価

サービス利用料は、上記のサービス単位数に、下記単位単価数を乗じたものとなります(1円未満切り捨て)。ただし、ご利用者様の自己負担額は、介護保険負担割合証に基づく割合です。		
事業所が所在する市町村	市町村の等級地区分	地域ごとの単位単価数
犬山市	六級地	1単位につき10.27円

11 介護保険給付外サービスの概要

種類	内容	利用料
食事の提供	配食サービスにて、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティ豊かな食事を提供します。	1食当たり600円
紙オムツ等	原則として各家庭からご持参していただきますが、足りない場合には、当事業所の紙オムツ等をご提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリパンツ 120円</li> <li>・紙おむつ 70円</li> <li>・尿取りパット(フラット) 40円</li> <li>・尿取りパット 30円</li> </ul>
その他	施設外レクリエーション等に参加される場合、その際の交通費・入場料・飲食代等は各自のご負担となります。ご希望に応じて個別のレクリエーション活動を行なう際には、材料費等を別途ご負担いただく場合があります。	実費

12 ご利用のキャンセルについて

お客様のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料金を頂く場合がございます。

13 お支払いの方法

お支払方法は、口座からの引落としとさせていただきます。ご利用月の翌月25日までに、ご請求書を送付させていただきます。原則として、名古屋銀行はご利用月の翌月末日、その他の金融機関はご利用月の翌々月6日を引落日とさせていただきます（その際の引落とし手数料として名古屋銀行は55円、その他の金融機関は198円を別途ご負担頂きます）。

14 緊急時の対処方法

病院/主治医	HP /		Dr.	TEL	
ご家族氏名・連絡先		自宅		携帯	

15 苦情等の申し立て

当 事 業 所	管 理 者	高 木 立 直	電 話 : 0568-65-0077
第 三 者 委 員	弁 護 士	新 谷 光 広	電 話 : 052-684-4580
	会 社 役 員	奥 村 正 幸	電 話 : 0587-67-0132
	法 人 役 員	大 島 隆 俊	電 話 : 0568-68-9140
犬 山 市	犬山市役所	健康福祉部 高齢者支援課	電 話 : 0568-44-0326
愛知県国民健康保険団体連合会	電 話 : 052-971-4165		
愛知県社会福祉協議会 愛知県運営適正化委員会	電 話 : 052-202-0167		

16 福祉サービス第三者評価の事業の評価について

第三者評価の実施状況	無
------------	---

17 送迎時の非常対策

非常時の対応	別途定める「ともいき福祉会 運行マニュアル」にのっとり対応を行います。
保 險	自動車総合保険 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
車両管理責任者	高木 立直

18 非常災害対策

非常時の対策	別途定める「ともいき福祉会 消防計画」にのっとり対応を行います。					
近隣との協力体制	近隣の町内会と防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。					
平常時の訓練等	別途定める「ともいき福祉会 消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した消火・避難訓練を利用者の方も参加実施します。					
防災設備 【五郎丸老人憩いの家】	設備名称	個所数	設備名称	個所数	設備名称	個所数
	火災報知器	3	消火器	2	誘導灯	1
	ガス漏れ報知器	1	非常通報装置	1	AED	1
消防計画	適宜見直しを行い、消防署に届出を行っております。直近届出日 平成29年6月8日					

19 利用の際に留意いただく事項

設備・器具の使用方法	事業所の設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂く場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除させて頂きたく場合がございます。 (1)職員に対して行う暴言・暴力行為、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。 (2)パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。 (3)サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
所持品の管理	ロッカー等に保管します。
宗教活動・政治活動	事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の持ち込み	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

私は本書面に基づいて

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (通所介護基準緩和サービス) の職員から上記重要事項の説明を受けたことを確認、同意します。

年 月 日

事業所名 社会福祉法人 ともいき福祉会

所在地 愛知県犬山市大字前原字橋爪山15番地121

代 表 者 理事長 栗原 正寛

説 明 職 員 \_\_\_\_\_ 氏 名

利 用 者 \_\_\_\_\_ 住 所

\_\_\_\_\_ 氏 名

利 用 者 の 家 族 等 \_\_\_\_\_ 住 所

\_\_\_\_\_ 氏 名